

第4回 農地法制の在り方に関する研究会 議事概要

1. 日 時 令和5年4月19日(水) 14:00~16:45

2. 場 所 農林水産省4階 第2特別会議室

3. 出席者

(委員)

江寺委員代理、馬場委員、原田委員、疋田委員、柚木委員、吉原委員
(農林水産省側)

経営局 村井局長、長井審議官、望月農地政策課長

農村振興局 佐藤農村政策部長、新川農村計画課長

4. 議 題

担い手の6次産業化、川下との連携強化の支援策について①

5. 議事内容

資料1について農林水産省から説明後、有識者よりヒアリングを実施。有識者の発言要旨及び各委員等からの主な意見は以下のとおり。

(1) 有識者

- | | | | | |
|---|-----------------|--------------|----|----|
| ① | 株式会社日本農業 | 代表取締役 | 内藤 | 祥平 |
| ② | 株式会社泉屋 | 代表取締役 | 泉 | 雅晴 |
| ③ | マルコメ株式会社 | 生産サポート本部調達部長 | 西田 | 昭雄 |
| ④ | ヤマガタデザイングループ | | | |
| | 有機米デザイン株式会社 | 取締役 | 中村 | 哲也 |
| | ヤマガタデザインアグリ株式会社 | 取締役 | 中條 | 大希 |

(2) 有識者の発言要旨

- 生産者から、リンゴ等のフルーツを仕入れ、アジア各国に輸出を行う国産青果物輸出商社。リンゴ増産の支援のため、既に農地所有適格法人に出資を行っているが、更なる出資を行う上で議決権要件が支障。

株式会社が100%議決権を保有する法人にも農地所有を認めるべき。日本農業の存続のためには大規模化が不可欠で、そのために企業参入が必要。農地の不正利用という懸念は株主構成の規制ではなく、罰則強化などの別の方法で行うべき。

- 農産物の付加価値の向上には、企業の経営資源(人、物、金、情報)が重要。そのためには、議決権株式による出資により、外部の客観的な視点やノウハウを入れることが不可欠。また、対外的な信用を高めるため、自己資本比率の向上が重要。

農業者が過半の議決権を持ち、責任を持って農業を行うことが基本だが、農業は収益が不安定な中、経営が傾いた場合等に緊急避難的に川下が51%以上出資できる仕組みとする必要。

- 味噌の製造メーカー。海外大豆の高騰と供給難により、国産大豆への切り替えを検討。一方、5,000 t/年使用する計画だが、既に契約栽培は紐付いており、生産量が増えなければ新規契約が困難。

農業法人への出資による原料調達、ロット的に膨大な農地が必要になることから現実的な選択肢ではない。気候変動の影響を受けず、通年栽培が可能な垂直農法（植物工場）の取組を進めていきたい。

- 有機米の生産・流通拡大に向けて、米の集荷・保管・精米の拠点整備を一環として、農地所有適格法人の貯蔵庫の整備計画を支援するため、出資を検討
一方で、出資する以上、当該法人の議決権を一定以上確保したいが、農地所有適格法人の要件上、困難であるため、出資を躊躇。

(3) 意見交換の概要

- 企業が出資した法人による農地の不正利用対策は、出口対策として重要。農地所有適格法人において農業者が決定権を持っていないとされており、単純ではない。きちんと議論する必要。
- 近年、構成員の高齢化等に伴い集落営農の継続が問題となっている中、企業の力を借りる必要がある。一方、地元では、農業参入した企業が、経営悪化により即撤退した事例もあり、このようなマイナスイメージがあると、企業の農地取得について否定的に受け止められてしまう。
- 企業が参入する際は、地域との軋轢が生じることもあり、思い切った資本投入や目新しい取組を行うことはなかなか難しいのが現状だと認識。
- 企業による農業参入は、資金調達の手掛かりとなるが、法人内で農外関係者の声が大きくなる。関係団体からも投機的な土地取引が生じる懸念が示されており、国政レベルで議論してもらいたい。
- 今後、企業による農業参入・規模拡大・資金調達がより重要。現行の農地法で十分か、厳しすぎる部分はないか、逆に穴がないか、といった観点から検証すべき。今後、多様な人材、投資を促進していく必要がある中で、地域にとって望ましい企業参入の在り方の要件を検討し、きちんと明文化していくべき。
また、企業による農地の不適正利用の懸念については、株主構成だけではなく、事後規制により対応することも考えていく必要。

以上